



事業のメリット

受発注者のコメントより

【発注者】
災害発生時、道路等に被さった土砂を運搬し、仮置きするためにも余裕を持った場所が確保されていなければ対応できないということで永く事業を継続してほしい。

【受注者】
協同組合の土捨場は、発注者の設計書により指定され、外の土捨場より受入処理料金が安いので地域に貢献している。

事業所名	処分地の地目・都市計画区分	受入時間 定休日 時間外	処分地 総面積 (m ²)	残り受入 可能量 (m ³)	受入形態	受入処理料金 (円) 【他事業所参考金額】		
						土砂	軟岩	硬岩
対馬建設業 協同組合	その他	9:00-17:00	37,000	252,985	10t車 当たり	2,200	2,200	2,200
						【4,565】	【4,565】	【4,565】
		土日祝			4t車 当たり	920	920	920
						【2,008】	【2,008】	【2,008】
		不可			2t車 当たり	480	480	480
						【1,095】	【1,095】	【1,095】

上記価格は処分場への持込価格であり、消費税は含まれていない

対馬建設業協同組合 概要

■住所 〒817-0012 長崎県対馬市厳原町日吉318番地1
TEL 0920 (52) 4915 FAX 0920 (52) 3329

- 設立 昭和41年
- 出資金 55百万(H26.12.1現在)
- 組合員数 23社(H26.12.1現在)
- 役職員数 理事7名・監事2名・事務局2名
- 事業内容



- (1) 組合員の事業債務の内建設工事の保証
- (2) 保証工事請負代金の受領管理
- (3) 建設工事に必要なる資材の斡旋並びに販売業
- (4) 一般区域貨物自動車(限定)運送業(組合員の所有する建設機械、重機の運搬に限る)
- (5) 共同設備の利用提供
- (6) 組合員の事業資金に対する融資(手形割引を含む)及び組合員のためにするその借入
- (7) 建設工事の共同受注並びに斡旋
- (8) 団体協約の締結並びに教育及び情報の提供
- (9) 組合員事務所の雇用する社員及び従業員の労働福祉又はこれに類するものの指導改善に関する事業
- (10) その他組合の目的を達するために必要な事業
※土捨場事業は(10)に該当します。



残土受入・整備事業

(対馬建設業協同組合の取組み)



発行・監修

全国建設業協同組合連合会



残土受入・整備事業

(対馬建設業協同組合の取組み)

全国建設業協同組合連合会の活動指針

「建設業の経営安定」＋「快適で健康な職場づくり」＋「建設業で働く人が安心して働ける環境づくり」
～人を大切にする建設業～



事業名 対馬空港土捨場事業

事業の背景 建設発生土処分場の確保及び離発着する航空機へ影響しかなない風の抑制効果も期待することで開始された。

目的 建設発生土の長期的かつ安定した受入先として公共事業の円滑な推進に寄与すること。

事業期間 平成6年4月～平成36年3月 (期間中に契約更新2回有)

事業内容 I 建設発生土処分場の施設整備

- ①排水工事
- ②法面工
- ③その他



II 建設発生土処分場の運営

- ①発生土の受入
- ②処分場利用料金の徴収
- ③受入土の移動・敷均し・場内整備



III 建設発生土処分場の維持管理

- ①受入土の長期的安定確保
- ②建設副産物対策利用調整ブロック会議を通じ、対馬島内の工事で発生する建設発生土の調整捨場として機能している。

運営方法 受付及び場内整備1名とし、繁忙期には会員企業の協力を得て、運搬・敷均しを工事として発注している。

土捨場事業概要

年度	利用者数	取扱数量 (m ³)	取扱金額 (千円)
21	18	35,804	18,178
22	20	7,604	3,298
23	23	2,776	1,283
24	15	557	258
25	80	77,884	40,167

対馬空港土捨場に関する協定書

建設副産物対策利用調整ブロック会議
対馬建設業協同組合

記

1. 場所 対馬市美津島大船越
2. 施工及び運営管理 対馬建設業協同組合
3. 使用許可を受けようとする物件
 - 1) 面積 37,000m²
 - 2) 埋立土量 1,000,000m³
 - 3) 捨土料金 m³当たり400円(外消費税)とする
 - 4) 工期 平成26年4月から平成36年3月まで
4. 使用条件
 - 1) 捨土は公共事業及び民間事業者の建設残土(土砂・岩塊30cm以下)とするが、公共事業関係の建設残土を優先すること。
 - 2) 捨土と同時に、排水及び法面等の整備を行う。
 - 3) 捨土ヶ所は、魚の養殖場に近いため沈砂池を造り、汚濁水の流出防止を図ること。
 - 4) 入り口付近に門扉及び管理事務所を置き、一般車両の出入りを禁止する。
 - 5) 空港用地に被害が生じた場合は、施工者が原形に復旧する。
 - 6) 一般交通への安全確保と、既存道路への土砂流出を防ぐこと。
5. 捨土完了後の処理条件
 - 1) 法面勾配は在来と同様な形態とし、埋立て完了時において平地は人工張芝とする。
 - 2) 仮設道路の交差点は廃止し、当初の2車線に戻すこと。
 - 3) 捨土終了後の検査にあたっては、建設副産物対策利用調整ブロック会議及び対馬振興局河港課港湾漁港班並びに対馬建設業協同組合が立会のうえ竣工確認を行い、対馬振興局建設部に引き継ぐものとする。



写真台帳(右)



当初航空写真(上)と、空港土捨場概略平面図(下)

空港土捨場出来高確認

平成23年12月21日(水) 16:30



【備考】